

# 品質の低下についての考え方

(資料安作13-3(抄)、資料安作14-5)

総務省 総合通信基盤局  
電気通信技術システム課

平成21年6月2日

# 論点2-1 データ伝送役務 : 事故の定義と技術基準

## 課題

データ伝送役務であるベストエフォート・タイプのブロードバンド・サービス等については、どのような基準により、品質の低下(事故)への該当性を判断すべきか



### 【考え方(案)】

○ベストエフォート型のブロードバンド・サービス等は、最低速度等の保証がなされていない

案1

役務の提供が停止した場合以外には、事故とはみなさない

案2

リンク(セッション)が確立できない場合に事故とみなす

案3

最大伝送速度の一定割合を下回った場合に事故とみなす

案4

FTTHの分岐数や、ADSLでの收容局からの距離等に応じた、平均実効伝送速度を基準に、一定割合を下回った場合に事故とみなす

案5

速度に加え、遅延、ゆらぎ、パケットロス等の品質低下についても基準を定め、適合しない場合に事故とみなす

### 〔留意点(例)〕

- ・ 利用者のサービス使用上の体感値等を考慮することが必要ではないか
- ・ FTTxやADSL、無線アクセス等のサービス毎に定める必要はあるか
- ・ リンク確立の有無については、モデムの仕様(設定)等に依存するのではないか
- ・ 伝送速度は、インターネット接続の方法やISP等にも依存するのではないか

# データ伝送役務(ベストエフォート型のブロードバンドサービス)と 「品質の低下」について

資料安作14-5

## 前回提案した各案に関する検討(例)

- 案1については、現行の運用(役務の停止)のとおり。
- 案2については、例えば次のような利点・課題が存在するのではないか。
  - 【利点】
    - ・ 実質的に役務の利用が困難な事象を「品質の低下」と定義可能。
  - 【課題】
    - ・ セッションが確率している状態を示す基準が各社(事業者、ベンダー等)で異なるのではないか。
- 案3及び案4については、例えば次のような課題が存在するのではないか。
  - ・ 利用者の体感値等を考慮しつつ、一定の伝送速度等で事故に該当する閾値を明確に決めることが出来るか。
  - ・ 伝送速度は、インターネット接続方法やISP等にも大きく依存するが、これらをどのように扱うのか。等
- 案5に記された、遅延、ゆらぎ、パケットロス等について、「品質の低下」を明確に定めるためには、一層の技術的検証が必要ではないか。